

「新たなJAS制度」施行後の実施状況について



2023年11月28日

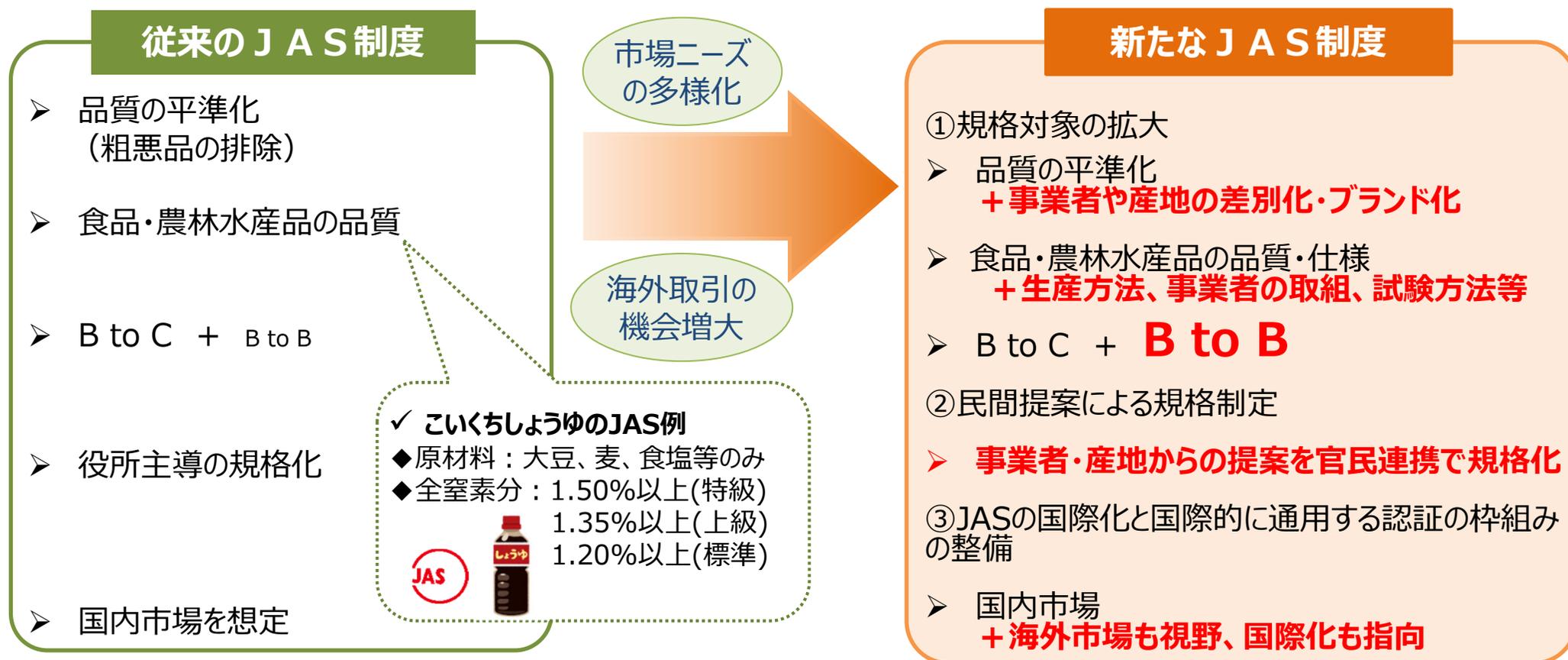
農林水産省
新事業・食品産業部

「新たなJAS制度」の概要と 施行後の実施状況



「新たな J A S 制度」の概要（平成30年4月施行）

- 平成29年のJAS法及びFAMIC法改正において、我が国の農林水産物・食品の輸出力の強化に向け、食文化や商慣行が異なる海外市場において、その産品に馴染みのない取引相手に日本産品の品質や特色、事業者の技術や取組などの「強み」を訴求するため、JASを戦略的に制定・活用できる枠組みを整備。
- 主な改正内容は、**①規格対象の拡大**、**②民間提案による規格制定**、**③JASの国際化と国際的に通用する認証の枠組み整備**。



1 - 1 規格対象の拡大

- 規格の対象を、従前の農林水産品・食品の品質に加えて、強みのアピールにつながる多様な規格を戦略的に制定・活用し得るよう、①生産行程、流通行程、②事業者による取扱方法、③試験方法などにも拡大。
 ⇒新たに対象となった分野を含め、30規格が新規制定。「みそ」、各種試験方法規格、「錦鯉（用語）」など輸出への活用を念頭に置いた規格も誕生。加えて、「ノウフク」などSDGsの実現に寄与する取組の規格化も進展。

規格の新規制定状況

(: 新たに対象となった分野)

● 品質（5規格）

接着重ね材
接着合せ材
接着たて継ぎ材
精米
木質ペレット燃料

● 生産行程、流通行程（11規格）

人工種苗生産技術による水産養殖産品
障害者が生産行程に携わった食品
持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉
有機藻類
大豆ミート食品類
プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物
ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品
低たん白加工処理玄米の包装米飯
フードチェーン情報公表農産物
日持ち生産管理切り花
みそ

● 事業者による取扱方法（6規格）

有機料理を提供する飲食店等の管理方法
青果市場の低温管理
人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理
ノングルテン米粉の製造工程管理
ベジタリアン又はヴィーガン料理を提供する飲食店等の管理方法
廃食用油のリサイクル工程管理

● 経営管理方法 なし

● 試験方法（7規格）

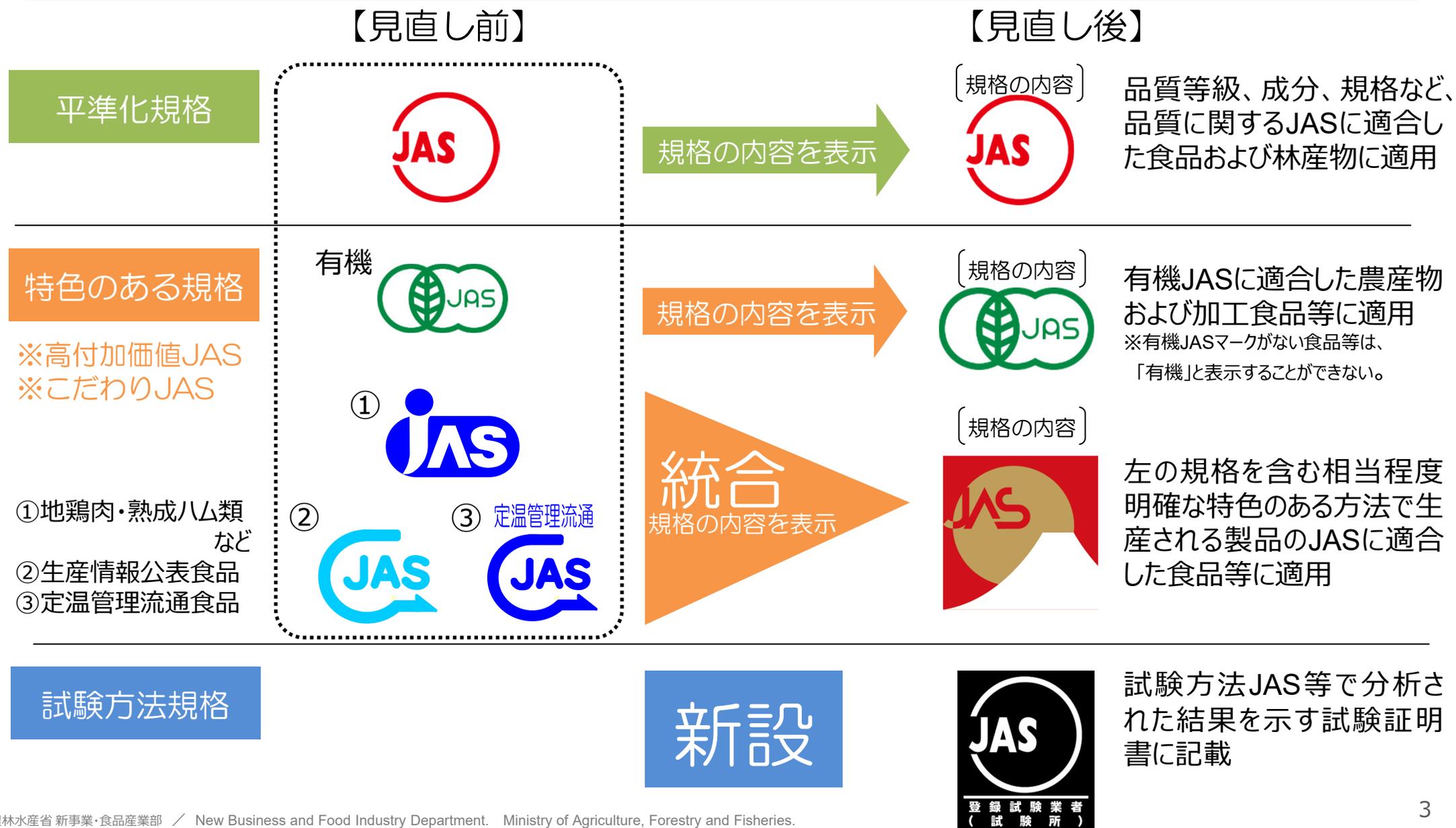
べにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量
うんしゅうみかん中のβ-クリプトキサンチンの定量
ほうれんそう中のルテインの定量
生鮮トマト中のリコペンの定量
きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量
魚類の鮮度（K値）試験方法
りんごジュース中のプロシアニジン類の定量

● 用語（1規格）

錦鯉－用語

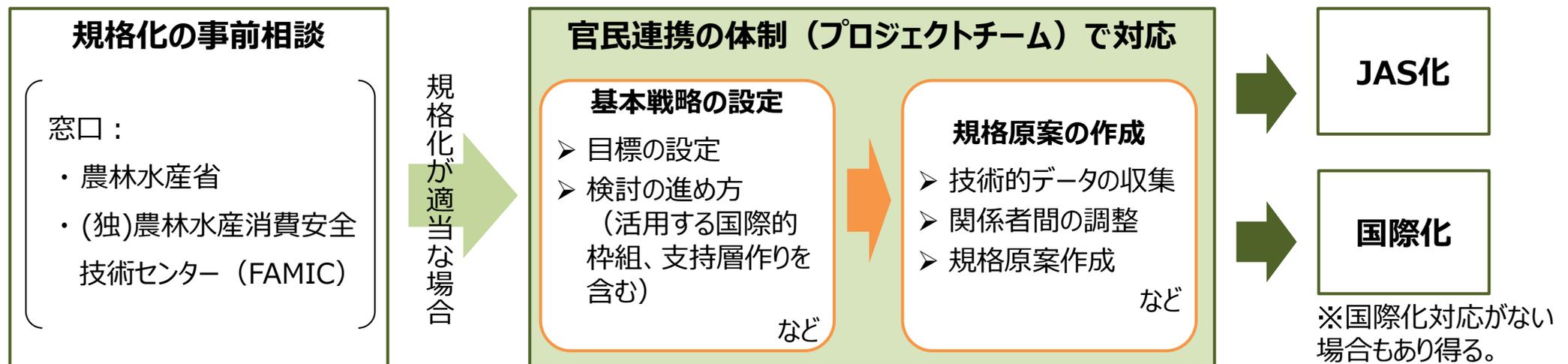
1 - 2 JASマークの統合・新設

○ 特色のある規格の制定・活用の増大が見込まれる中、JASマークの訴求力の分散を防ぎつつ、マークの認知を高めるため、新たなJASマークを制定・統合（**特色JASマーク**）。あわせて、試験方法規格に対応したマークを新設



2 民間提案による規格制定

- ビジネスニーズを反映し、強みのアピールにつながる規格が制定・活用されるよう、事業者・団体・産地・地域から規格案を提案しやすい手続を整備。
⇒ **官民連携の体制で新規格の制定をサポートし、新規格30件のすべてが民間（FAMIC含む。）提案により制定。**
- 事業者・団体、試験研究機関、産地・地域などの提案を受けて規格を制定。民間規格のスキームオーナーからの提案も可。
- 規格の制定に向け、案件ごとに、ステークホルダーに加え、専門家・学識経験者、関係行政機関、さらに農林水産省の関係部局やFAMICからなる官民連携の体制（プロジェクトチーム）で対応。
- 原案作成マニュアルを整備し、手順や留意点を提示するとともに、初期段階から国際化も視野に入れて検討。
- 制定されたJASは、**原則として提案者などの主体が維持・管理**。その際、農林水産省の関係部局やFAMICがサポート。



2 民間提案による規格制定

◆新たな規格の提案を促進するための活動

- 説明会・セミナー、展示会における情報提供

新たな規格提案の具体的事例や、JAS提案の際の手续・サポート、JASの活用事例等について紹介。

- 委託事業によるJAS原案作成支援

輸出促進等に資する新たなJASの制定に向けた技術的データの収集、関係者間の合意形成等を支援。

- 農水省、FAMICホームページにおける情報提供

JAS原案作成マニュアルや相談窓口等の情報を掲載するとともに、標準化やJAS申出に関する動画を掲載。



(JAS活用マニュアル)



(JAS制度等説明会)



(アグリビジネス創出フェア)

3 JASの国際化と国際的に通用する認証の枠組み整備

- JASの国際的な認知・影響力を高めるため、①JASそのものの普及・浸透、②JASを足掛かりとした国際標準化を推進。
⇒**検討段階から国際化を見据えた規格制定を進め、ISO規格化等を目指す具体的な取組も進展。**

(1) JASの国際化

①JASの普及・浸透

- 輸出を図りたいものや、国際標準化を目指しているものから順次、JASを英訳（しょうゆや試験方法規格など20規格）
- 英語版のJAS紹介動画や農水省英語版Facebookを通じた情報発信

〈アジア地域での普及・浸透〉

- ASEAN諸国の主要大学でJASに関する講座を実施
- ベトナムにおいて有機JASの研修を実施（東南アジア初の登録外国認証機関が誕生）



〈ASEANでの研修〉

②JASを足掛かりとした国際標準化

- 検討段階から国際標準化を見据えた規格制定（生鮮魚介類鮮度評価法、機能性成分試験方法、みそ、大豆ミートなど）
- ISO等への提案・規格制定に向けた支援（生鮮魚介類鮮度評価法、機能性成分試験方法など）
- 国際標準化を担う人材の育成に向けた研修の開催



〈JAS紹介動画〉 〈Facebook投稿〉



※取組をより一層推進するため、令和4年のJAS法改正において、国の責務としてJASの国際標準化を明記。

3 JASの国際化と国際的に通用する認証の枠組み整備

- FAMICが国際規格の認証機関を認定し、国内事業者が認証を取得しやすい環境を整備。

⇒FAMICに認定センター（JASaff）を設置し、認定業務を開始。国際的な相互承認の獲得に向けた取組も進展。

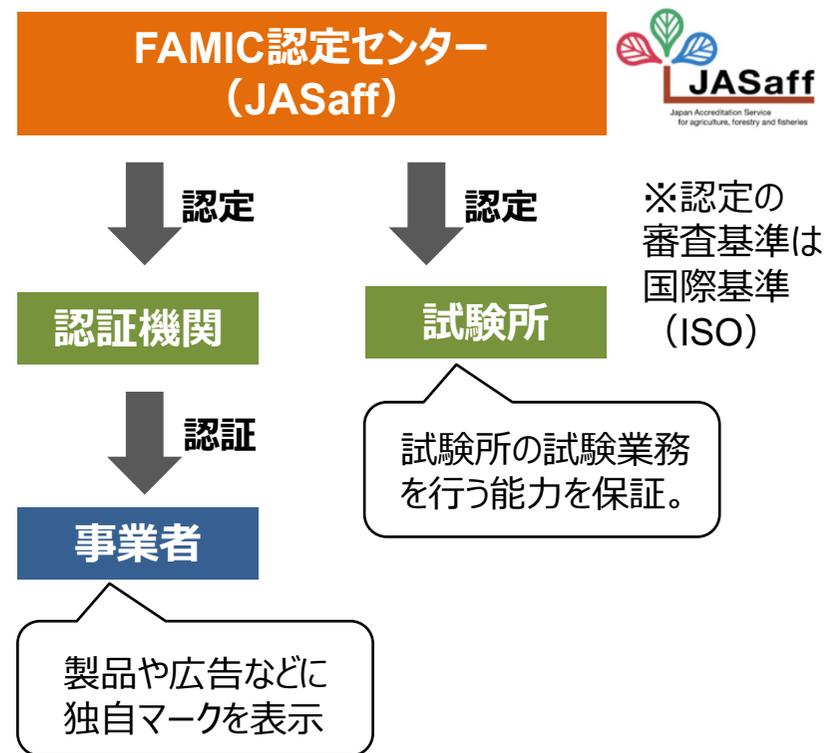
(2) 国際的に通用する認証の枠組みの整備

- FAMICに、農林水産分野の国際規格を扱う認証機関を認定する認定センター（JASaff）を新設。（平成30年）
- 令和5年7月～8月、国際認定フォーラム（IAF）及びアジア太平洋認定協力機構（APAC）における製品認証分野（ISO 17065）の相互承認を獲得。
（今後、試験所認定分野についても取組を進める。）

※認定機関の相互承認

- 各国認定機関が互いの能力（ISO/IEC17011に基づく審査能力）を評価し、相互に同等なものとして承認する認定機関の枠組みが存在。
- この枠組みにより、認定機関はもとより、能力を有する認定機関に認定された認証機関も一定水準の能力を有するものとして、その適合性評価の信頼性が向上。
- 事業者にとっては、国内外の取引先に対し、自社が国際規格に適合していることをアピール可能。

民間規格（国際規格を含む。）の活用



規格ごとの特長に応じたJASの活用

平準化のためのJAS規格



- 平成29年JAS法改正以前から品質の平準化を図るために活用されてきた規格は、品質の全体的な底上げなどから格付割合が低調な規格もあるものの、現在も国家規格として信頼性が高く、事業者の製造や取引の際の基準として社会インフラ的に活用。
- 日本の高品質な製品を海外に訴求するため、新たな規格の制定・活用等により、製品の差別化や高付加価値化を図る発展的取組を検討することも必要。

有機JAS



- 認証事業者が増加傾向にあるものの、みどりの食料システム戦略（令和3年みどりの食料システム戦略本部決定）の目標である有機農業の取組面積拡大に向け、規格の活用実績を更に伸ばす必要。

新たに制定されたJAS規格



- 平成29年JAS法改正により規格の制定対象が拡大して以降、新たに30規格が制定。
- このうち、①**消費者等に製品の特色を訴求することを目指す規格**については、活用実績を伸ばし、消費者等の認知度を向上させることが必要。このため、活用実績が低調な規格については、5年ごとの規格の見直しの機会等において、規格の活用状況の検証・改善を図る必要。
- 他方、②**国際標準化を目指す規格**については、規格内容の水準が高く、必ずしも認証取得等の活用実績は高くないものの、日本発の国際規格としての提案を進める必要。

改正法施行後の見直し等①



○ 有機JASに係る運用改善

➤ 令和3年10月から、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物の事業者の負担軽減策として、以下の運用改善を実施。

① グループ認証におけるほ場のサンプリング調査の導入

→ 認証に係る調査時間及び認証費用の削減

② 登録認証機関が事業者に対して行う実地調査へのリモート調査の導入

→ 登録認証機関の旅費、認証に係る調査時間及び認証費用の削減

③ 登録認証機関が有機JASで使用できる資材と判断した資材リストの農林水産省HPでの公表

→ 事業者が登録認証機関や資材メーカーに個別に問い合わせる手間を削減

➤ 実際に、

- ・ サンプリング調査の導入により、調査日数が削減でき、検査員の日当等が削減
- ・ リモート調査の導入により、登録認証機関の検査員が訪問する際の旅費や宿泊費が削減

などの事例もあり、認証費用の削減に寄与している取組も生じている。

➤ 引き続き、運用改善による効果を検証するとともに、関係者の意見を踏まえ、必要に応じて更なる改善を検討。

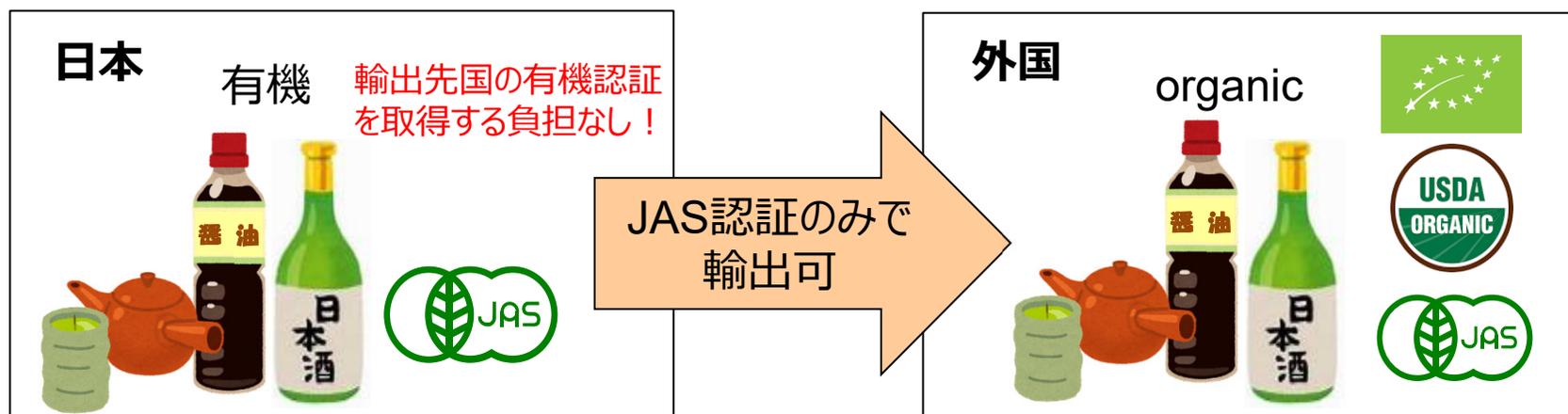
改正法施行後の見直し等②



○ 令和4年JAS法改正

- 日本産の農林水産物及び食品の輸出を促進することを目的として、JAS規格の対象に有機酒類を追加する等の改正JAS法が令和4年10月に施行。
- これまでに37事業者（小分け業者、輸入業者を含む。）が有機酒類に係るJASの認証を取得。
- また、有機農産物加工食品について既に同等性を相互承認している国と有機酒類の同等性交渉を進め、令和5年8月末にカナダとの間で同等性承認が発効。米国、EU、英国等と引き続き交渉中。

有機同等性が締結されている場合



実施状況の検証と取組の方向



平成30年以降の新たなJAS制度の進捗状況を振り返り、

(1) 規格対象の拡大、(2) 民間提案によるJAS制定、(3) JASの海外での普及・浸透や国際標準化に対する評価や課題についてアンケートを行った。

実施期間：令和5年1月27日（金）から2月17日（金）まで

回答数：97件（うち、登録認証機関：15件 認証事業者：82件）

検証と取組の方向①

(1) 規格対象の拡大について

【平成29年改正】

- JAS規格として、農林物資の取扱方法、農林物資に関する試験方法等についての基準を内容とする規格を制定することができることとする。(JAS法第2条第2項関係)

検証	措置状況・取組の方向
<p>【施行の状況】</p> <ul style="list-style-type: none">● 新たに対象となった分野を含め、30規格が新規制定。● 輸出への活用を念頭に置いた規格の制定、SDGsの実現に寄与する取組の規格化等、農林水産・食品産業を取り巻く情勢や業界のニーズに応じた規格の制定が進んでいる。● <u>輸出も視野に更にJAS制度を活用するためには、輸出拡大に資する規格対象の拡大が必要。</u>● 一方で、<u>新たに制定された規格の中には、認証の取得実績等に課題があるものも存在。</u> <p>【アンケートでの評価】</p> <ul style="list-style-type: none">● 規格対象の拡大は活用機会の拡大に繋がるなど、評価する声が寄せられた。一方で、<u>むやみに規格を増やすことの是非（本当に求められるものに応じていく必要）</u>や、<u>JAS規格（特に、新たなJAS規格や特色JASマーク）の認知度が課題として挙げられた。</u>	<p>【規定の措置】</p> <ul style="list-style-type: none">● 輸出拡大に資することを視野に、有機酒類を規格の対象に追加。(JAS法第2条第2項関係（令和4年）) <p>【取組の方向】</p> <ul style="list-style-type: none">● 拡大した規格対象を活かして規格制定に取り組む一方、<u>新たなJAS規格の制定に当たっては、規格の需要や制定による効果等（登録認証機関の見込み、生産者・需要者からの要請等）を十分に検討した上で制定を図る。</u>● <u>認証取得実績等に課題がある規格は、5年ごとの規格の見直し等の機会に課題を洗い出し、必要な改正を行う等、規格の活用を図る取組を実施。</u>● JAS規格の認知度については、<u>制度一般や認証取得の効果等の普及・啓発の取組を継続しつつ、今後は特に新たなJAS規格の理解浸透につながるよう、流通・小売事業者や消費者を含めた普及活動を通じて、JASの訴求力の向上を図る。</u>

検証と取組の方向②



(2) 民間提案によるJAS制定について

【平成29年改正】

- JAS規格の申出手続について、申出できる原案の水準を緩和するとともに、国は規格を制定すべきと認めるときは、JAS規格の案を作成し、審議会に付議するものとする。(JAS法第4条関係)

検証	措置状況・取組の方向
<p>【施行の状況】</p> <ul style="list-style-type: none">● 官民連携の体制で新規格の制定をサポートし、新規格30件のすべてが民間（FAMIC含む。）提案により制定するなど、民間提案の仕組みが活用されている。 <p>【アンケートでの評価】</p> <ul style="list-style-type: none">● 新たなJAS規格制定の場面では、民間提案の仕組みを評価する声が寄せられるとともに、農水省・FAMICによる規格制定のサポートが評価された。一方で、<u>規格の管理主体からは見直しに係る負担感が課題として挙げられた。</u>	<p>【規定の措置】</p> <ul style="list-style-type: none">● 現行の規定により取組を実施。 <p>【取組の方向】</p> <ul style="list-style-type: none">● 民間のニーズを受けた多様な規格を制定できるよう、JAS提案の際の手続や実例の周知のほか、農水省・FAMICによる規格化のサポートを引き続き実施。● <u>制定された規格は、原則として提案者などの主体が維持・管理することで、制定後も業界の情勢やニーズを踏まえた内容の規格として、適切な見直しが図られるようにする。また、規格の見直しに取り組む団体・事業者等の負担軽減を図るためのサポート体制を構築する。</u>

検証と取組の方向③



(3) JASの海外での普及・浸透や国際標準化について

【平成29年改正】

- 国及びFAMICは、JASに関する制度の普及や、規格に関する専門人材の育成・確保、国際的な枠組みへの参画等に努めることとする。(JAS法第71条関係)
- FAMICは、JAS規格を含めた規格の認証機関・試験機関の能力について評価・指導等を行うものとする。(FAMIC法第10条関係)

検証	措置状況・取組の方向
<p>【施行の状況】</p> <ul style="list-style-type: none">● 国際標準化を見据えた規格の制定や、ISO規格化等を目指す具体的な取組が進展。有機酒類の同等性についても、カナダとの間で発効。● JASaffを設置するとともに、国際的な相互承認の枠組みに参画。 <p>【アンケートでの評価】</p> <ul style="list-style-type: none">● JASの海外での普及・浸透については、<u>JAS制度の認知度の向上やJAS制度自体の国際評価の向上により輸出の増加を期待する声や、海外との同等性の推進を期待する声</u>が寄せられた。一方、JASを足掛かりとした国際標準化については、主体的に国際標準化に取り組む声は寄せられなかった。	<p>【規定の措置】</p> <ul style="list-style-type: none">● 官民一体となった同等性交渉の推進に資するよう、官民の取組等を明確化。(JAS法第72条関係 (令和4年)) <p>【取組の方向】</p> <ul style="list-style-type: none">● 海外でのJAS規格の認知度向上等に資するよう、<u>JAS規格を基にしたISO提案を進めるほか、ASEAN諸国の食品科学系の学生等へのJASに関する講座提供機会の拡大等</u>を通じて、普及・啓発に取り組む。● 民間企業等による国際標準化の取組に当たっては、企業内(経営層を含む。)の理解不足や人材不足等の課題も存在することから、標準化に取り組む人材育成等を通じて意識醸成を図る。● 有機酒類について、米国、EU、英国等における同等性交渉を加速化。

參考資料





農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成29年法律第70号）（平成30年4月1日施行）

附 則（抄）

（検討）

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。